

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

～暴力団関係業者に関する新たな合意書の締結～

平成21年12月22日に開催された犯罪対策閣僚会議において、「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」を政府として進めることとされたことを踏まえ、国土交通省のあらゆる契約からの暴力団排除を徹底するため、国土交通省と警察庁で新たに合意書を締結するとともに、その具体的運用を定めました。

本合意書は、国土交通省が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に関する下請契約、再委託契約等を含み、土地等の取得等に伴う損失補償等を除く。）からの、暴力団排除を徹底するため、具体的な排除措置や不当介入を受けた場合の措置等を定めるとともに、警察との密接な連絡体制を定めたものです。

【暴力団排除措置】

警察から、暴力団関係業者として排除要請があった場合は、排除対象者として以下の措置が講じられます。

なお、平成17年から北陸地方整備局（以下「当局」という。）発注の工事請負契約等に適用していた管内の県警本部と締結した既存の暴力団排除に関する合意書に基づいて行われた排除要請については、引き続きその効力を有することとなります。

（1）指名排除措置

排除対象者が入札参加資格を有する者であるときは、警察からの排除要請の取り消しがあるまで排除対象者を指名しない措置を講じます。

（2）入札無効の措置

入札参加者について、警察からの排除要請があった場合は、当該者の入札を無効とします。

（3）契約解除

契約締結後、警察から排除要請があった場合は、当該契約を解除します。

（4）下請け等からの排除

下請負人又は再受託者等について、警察から排除要請があった場合は、契約の相手方に対し、又は契約の相手方を通じて当該排除対象者との契約を解除するよう求めます。

【不当介入を受けた場合の措置】

受注者が、暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、受注者は ①「警察への通報」及び ②「捜査上必要な協力を行うこと」並びに ③「発注者への報告」(別紙)を行うことが義務付けられています。

平成19年から当局発注の工事請負契約にのみ適用されていた不当介入に対する措置については、本合意書によりあらゆる契約において同様の措置が講じられることとなりました。

上記による警察への通報又は発注者への報告を怠った事実が確認された場合は、以下の措置が講じられます。

(1) 指名停止又は文書注意

- ・ 「契約違反」として指名停止を行います。
- ・ 契約に違反し明らかに著しく信頼関係を損なう行為に該当するとまではいえず指名停止を行わない場合は、文書注意を行います。

(2) 工事等成績評定への反映

指名停止又は文書注意を受けた者については、工事等成績評点が減点されます。

(3) 公表

指名停止を受けた者については、「暴力団員等による不当介入を受けた請負者が警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者への報告を行うことを怠った」旨の公表がなされます。

(4) 下請等の禁止

指名停止を受けた者については、下請け等の承認はなされません。

(5) 優良工事施工団体表彰への反映について

指名停止又は文書注意を受けた者については、当局の推薦基準に基づき表彰対象から除外されます。

【保護措置等】

本合意書に基づく指名排除措置等に係る関係者や、不当介入による通報者を初めとする関係者については、警察の万全な保護対策が講じられます。

【適用時期】

本合意書に基づく運用は平成24年4月1日より適用となります。

- ◆「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」
- ◆「あらゆる契約からの暴力団排除の推進について」

別紙

受注者	所在地 () -
	名称
	代表者等
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所 発注件名	平成 年 月 日 時 分頃 発注件名
受注者からの通報 内容 (不当介入の内 容・被害の状況)	
警察への通報状況	通報先警察署名 (県警察 警察署 課) 通報日時 平成 年 月 日 時 分頃

【暴力団排除関係条項】(基本形)

北陸地方整備局発注の公共事業等から暴力団排除の強化のため、「北陸地方整備局競争契約入札心得」、「契約書」、及び「現場説明書」に次の内容を示します。

○北陸地方整備局競争契約入札心得

(入札等)

第4条 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等が示す図書（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、入札しなければならない。

(無効の入札)

第6条

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(別添1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

○契約書(工事請負契約書・業務委託契約書・役務契約書・物品購入契約書・物品賃貸借契約書等)

(発注者の解除権)

第〇条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

○ 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ 下請(再委託)契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請(再委託)契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額(契約代金・業務委託料)の10分の1(WTO・低入札価格調査制度対象工事の場合は10分の3)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

○現場説明書

「〇. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について」

(1) 〇〇において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを

拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) ○○において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。」